

# 重要事項説明書

(2026年 4月 1日 現在)

かいごの窓口は、介護を要する場合にあっても、お住まいの地域で、様々な状況や環境に応じて可能な限り、その方らしい日常生活を送ることができるよう、適正な居宅介護支援を行なうことを目指します。

## 【事業の目的】

ただソレ株式会社が開設する かいごの窓口が行う指定居宅支援事業所の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

## 【運営の方針】

- 利用者の状況、置かれている環境に応じて、利用者が可能な限りその居宅において有する能力を発揮し日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行います
- 事業の実施にあたって、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう、中立公正な立場で調整します
- 事業の実施にあたって地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保健施設、医療機関、住民による自発的な活動を含めた地域における様々な取り組みを行う者等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます

## 1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	ただソレ株式会社
代表者氏名	代表取締役 平石 真澄
本社所在地 連絡先	埼玉県南埼玉郡宮代町川端 3-8-18 TEL：0480-53-3292 FAX：0480-53-3293

## 2 指定居宅支援を実施する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	かいごの窓口
事業所所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町川端 3-8-18
介護保険事業所番号	1170501249
連絡先 相談担当者名	TEL：080-7377-1001 FAX：0480-53-3297 管理者 米田 朋子
事業の実施地域	宮代町 蓮田市 伊奈町 白岡市 杉戸町

(2) 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く
営業時間	9：00～18：00

(3) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、法令等の規定を遵守するため必要な指揮命令を行います	常勤1名 (兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います	常勤1名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います	名

(4) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 居宅サービス計画書の作成</li> <li>② 居宅サービス事業者との連絡調整</li> <li>③ サービス実施状況の把握、評価 (少なくとも月に1回は居宅に訪問させていただきます)</li> <li>④ 利用者状況の把握</li> <li>⑤ 給付管理</li> <li>⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助</li> <li>⑦ 相談業務</li> </ul>
-----------	--

指定居宅介護支援①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連の業務として介護保険の対象となるものです。介護保険適用となる場合は、全額介護保険により負担され利用料を支払う必要がありません。

利用料（月額）

地域区分別1単位の単価（6級地）10.42円

居宅介護支援費 (I)	介護支援専門員1人 当たりの利用者数	要介護1・2	要介護3・4・5
	(i)45人未満の部分	1,086単位 11,316円	1,411単位 14,702円
	(ii)45人以上 60人未満の部分	544単位 5,668円	704単位 7,335円
	(iii)60人以上の部分	326単位 3,396円	422単位 4,397円

ターミナルケアマネジメント加算 400 単位	4,168 円	終末期の医療やケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握した上で、その家族の同意を得て、亡くなった当日及び前日 14 日以内に 2 日以上訪問し、把握した利用者の心身の状況等を主治医や居宅サービス事業者者に情報提供をする等、適切な支援を行った場合
通院時情報連携加算 50 単位	521 円	病院又は診療所において医師又は歯科医の診察を受ける時に介護支援相談員が同席し、医師等に対して心身の状況等の必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画書に記録した場合（1 月に 1 回を限度）

#### その他の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常事業の実施地域以外の場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、交通費の実費を請求いたします。
-----	--

#### 3 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに事業所へお知らせください。
- (2) 指定居宅介護支援の開始に際し、利用者は予め複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。また居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- (3) 入院又は施設等への入所の期間は居宅介護サービスの利用は中止となります。速やかに事業所へお知らせください。

#### 4 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保 険 名	賠償責任保険

#### 5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為に、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対して虐待防止のための研修を定期的実施しています。  
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

居宅介護支援費 (Ⅱ) ケアプランデータ連携 システムの活用及び事 務員配置等を行ってい る場合	介護支援専門員1人 当たりの利用者数	要介護1・2	要介護3・4・5
	(i)50人未満の部分	1,086 単位 11,316 円	1,411 単位 14,702 円
	(ii)50人以上 60人未満の部分	527 単位 5,491 円	683 単位 7,116 円
	(iii)60人以上の部分	316 単位 3,292 円	410 単位 4,272 円

加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	加算額	算定要件等
初回加算 300 単位	3,126 円/回	新規に居宅サービス計画を作成した場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合
特定事業所加算 (Ⅰ) 519 単位 (Ⅱ) 421 単位 (Ⅲ) 323 単位 (A) 114 単位	5,407 円/月 4,126 円/月 3,365 円/月 1,187 円/月	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行う他、専門性の高い人材を確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を行っている事業所に認められる加算
入院時情報連携加算 (Ⅰ) 250 単位 (Ⅱ) 200 単位	2,605 円/月 2,084 円/月	(Ⅰ)利用者が病院又は診療所に入院した日に必要な情報を提供した場合 (Ⅱ)利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報を提供した場合
退院・退所加算 (Ⅰ)イ 450 単位 (Ⅰ)ロ 600 単位 (Ⅱ)イ 600 単位 (Ⅱ)ロ 750 単位 (Ⅲ) 900 単位	4,689 円 6,252 円 6,252 円 7,815 円 9,378 円	病院職員等から必要な情報を得る為の連携をとり、居宅サービス計画書を作成した場合 (Ⅰ)イ連携1回 (Ⅰ)ロ連携1回(カンファレンス参加) (Ⅱ)イ連携2回以上 (Ⅱ)ロ連携2回以上 (カンファレンス参加1回以上) (Ⅲ) 連携3回以上 (カンファレンス参加1回以上)
緊急時等居宅 カンファレンス加算 200 単位	2,084 円/回	病院又は診療所の求めにより、病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)

## 6 秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 事業者及び従業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者へ漏らしません。この秘密を保持する義務はサービス提供が終了した後においても継続します。
- (2) 事業者は、あらかじめ利用者及び家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議その他において、利用者及び当該家族の個人情報を用いません。

## 7 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から掲示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 8 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続、早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、定期的に研修及び訓練の実施に取り組みます。業務継続計画は定期的に見直し、必要に応じて変更を行います。

## 9 衛生管理等

事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回開催、その結果について従業者に周知徹底を図ります。また介護支援専門員に対し、定期的に研修及び訓練の実施に取り組みます。

## 10 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (2) 相談窓口

事業者の窓口 かいごの窓口 担当者：米田朋子	電話番号： 080-7377-1001 FAX 番号： 0480-53-3297 受付時間： 9:00～18:00（土日祝を除く）
市町村の窓口 宮代町 健康介護課 介護保険担当 蓮田市 長寿支援課 介護保険担当 伊奈町 いきいき長寿課 白岡町 高齢介護課 介護認定給付担当 杉戸町 高齢介護課 介護保険担当	電話番号： 0480-34-1111 電話番号： 048-768-3111 電話番号： 048-721-2111 電話番号： 0480-92-1111 電話番号： 0480-33-1111
公的団体の窓口 埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号： 048-824-2568

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

事業者	所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町川端 3-8-18
	事業者名	ただソレ株式会社
	代表者名	代表取締役 平石 真澄
	事業所名	かいごの窓口
	説明者氏名	

居宅介護支援の提供開始にあたり、上記事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

ご利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	ご利用者との関係・続柄 ( )